

氷川町地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

平成18年3月29日
規程第1号

（事業目的）

第1条 社会福祉法人氷川町社会福祉協議会が開設する氷川町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの保健師等は、利用者的心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者的心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 氷川町地域包括支援センター
- (2) 所在地 八代郡氷川町島地651番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員その他従業員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師 1名以上（常勤）

介護支援専門員 1名以上（常勤）

社会福祉士 1名以上（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、祝日を含む月曜日から金曜日までとする。（12月29日から1月3日までを除く。）ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号 第29条から第31条の規定）に従って実施
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者にに対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ア 提供開始月
 - イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - ウ サービス評価期間が終了する月
 - エ 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、氷川町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的に実施する。

(4) その他虐待防止のために必要な措置を行う。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、本会の事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業所は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策)

第11条 事業所は、「本協議会ハラスメント防止規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(感染症対策)

第12条 感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置しおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するセンターの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 担当職員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

(2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(苦情対応)

第14条 提供した介護予防支援サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターが指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 事業所の運営規程の概要、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示するほか、インターネットで情報の閲覧ができるよう掲載する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は氷川町、社会福祉法人氷川町社会福祉協議会及びセンター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 15 日 規程第 6 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 8 日 規程第 6 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 5 月 25 日 規程第 8 号)

この規程は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 27 日 規程第 6 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日 規程第 2 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日 規程第 7 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 8 日 規程第 5 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 24 日 規程第 3 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号の規定については、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 27 日 規程第 4 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 4 日 規程第 9 号)

この規程は、令和 6 年 6 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日 規程第 6 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。